



議会だより

No. 183
平成25年11月

第3回
定例会

平成24年度決算各会計を認定

平成25年第3回定例会は、9月10日に招集され、会期を30日までの21日間と決め開催されました。

平成25年度一般会計補正予算、条例の制定・一部改正など議案12件、承認1件、同意2件、報告6件を審議しました。

平成24年度一般会計、5特別会計、水道事業会計の決算認定をはじめ、福祉灯油事業助成券購入費や藤城小学校教員住宅新築工事実施設計委託料に伴う補正予

算などを審議し原案どおり可決しました。

一般質問では8人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、各常任委員会の所管事務調査報告、七飯町学校給食事業に関する調査特別委員会、七飯町議会防災・災害対策に関する調査特別委員会の中間報告、国や関係機関への意見書2件を審議し原案どおり可決しました。

審議結果

Table with 5 columns: 区分, 結果, 番号, 議 件 名 等, 継続審査・調査・その他. Rows include 議案 (条例制定, 条例改正, 補正予算, 条例改正補正予算, 人事), 報告, 決算認定, 意見書, and その他.

◎=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

主な内容

- 審議して決まったこと P.23
□一般質問 P.24
□議案審査の結果報告 P.27
□常任委員会活動報告 P.28
□特別委員会報告 P.32
□決算審査特別委員会報告 P.41
□第2回臨時会の結果 P.43
□監査報告 P.43
□議員出席状況 P.43

平成25年第3回定例会

審議して決まったこと

条例の制定

学校給食費会計の赤字問題に伴う減額。

七飯町福祉灯油等の助成に関する条例

補正予算

七飯町福祉灯油等の助成に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町職員の再任用に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町職員の再任用に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

七飯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

平成25年度七飯町一般会計(第7号)

負担金等、歳入歳出それぞれ28万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8千128万2千円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第2号)

介護保険財政調整基金積立金等、歳入歳出それぞれ3千269万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億2千738万9千円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第2号)

下水道付帯設備更新工事等、歳入歳出それぞれ2千585万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億6千985万円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第8号)

学校給食センター建替工事基本設計及び実施設計委託料等、歳入歳出それぞれ2千610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億8千752万4千円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第8号)

学校給食センター建替工事基本設計及び実施設計委託料等、歳入歳出それぞれ2千610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億8千752万4千円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第8号)

学校給食センター建替工事基本設計及び実施設計委託料等、歳入歳出それぞれ2千610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億8千752万4千円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第8号)

学校給食センター建替工事基本設計及び実施設計委託料等、歳入歳出それぞれ2千610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億8千752万4千円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第8号)

学校給食センター建替工事基本設計及び実施設計委託料等、歳入歳出それぞれ2千610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億8千752万4千円とした。

平成25年度七飯町一般会計(第8号)

人事

教育委員会委員の任命

任期満了となる左記の者を再び任命。

氏名 鈴木清二(72歳)

住所 大中山2丁目3番21号

固定資産評価審査委員会委員の選任

任期満了となる左記の者を再び選任。

氏名 松田敏宏(67歳)

住所 鳴川5丁目2番5号

報告

町議会の委任による専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

参議員議員通常選挙投票所において投票所案内看板が風に煽られて倒れ、投票に来ていた車輛のバンパーに接触し、破損したため、修繕に要する費用の賠償。

町議会の委任による専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

参議員議員通常選挙投票所において投票所案内看板が風に煽られて倒れ、投票に来ていた車輛のバンパーに接触し、破損したため、修繕に要する費用の賠償。

町議会の委任による専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

参議員議員通常選挙投票所において投票所案内看板が風に煽られて倒れ、投票に来ていた車輛のバンパーに接触し、破損したため、修繕に要する費用の賠償。

町議会の委任による専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

参議員議員通常選挙投票所において投票所案内看板が風に煽られて倒れ、投票に来ていた車輛のバンパーに接触し、破損したため、修繕に要する費用の賠償。

(平成25年度七飯町一般会計補正予算(第5号) 投票所前物損事故により、被害者車両に損害を与えたことによる賠償金として、歳入歳出それぞれ4万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億4千78万2千円とした。

平成24年度七飯町健全化判断比率について

平成24年度七飯町水道事業資金不足比率について

平成24年度七飯町下水道事業資金不足比率について

平成24年度七飯町土地造成事業資金不足比率について

その他

専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度七飯町一般会計補正予算(第6号))

集中豪雨により被害が生じた箇所の災害復旧応急業務委託料等、歳入歳出それぞれ2千788万2千円を追加

発議案(意見書)

議員提出議案として2件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した

◎大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

◎「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

決算

平成24年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算は「平成24年度決算審査特別委員会」に審査を付託し、その審査結果の報告書が定例会最終日に提出され、一般会計は賛成多数で認定とし、その他の会計は全員一致で認定した。(報告書は41ページに掲載)

Q 大沼特定環境保全公共下水道事業について

A 総合評価方式は採用しない

平松 俊一 議員

私は、今年の3月と6月の定例会において、大沼下水浄化センターと一般廃棄物処理計画についての質問を行い、いずれに対しても新提案があれば検討したい旨の答弁を理事者側より受けている。

そこで、大沼下水浄化センターの運転管理業務契約が来年3月で終了し、来年の4月以降の運転管理業務について更新の入札が行われると思うが、その際に生

ごみや家畜糞尿などの処理・利用を取り込む複合バイオマス事業の提案や施設の建設が出来る事業者を募集要件に入れ、更に、新提案に対する評価も落札要件

に加味するなど、いわゆる事業者を公募で行い、総合評価方式により落札業者を決定する考えがないか町長の所見を伺いたい。

また、大沼地区では、新規の生ごみ処理施設の建設には反対の声が多かったが、既存施設の利用であれば賛同・協力できるとする事業者も存在し、浄化センター敷地内において、七飯町に合った将来的な方式を

検討・検証することは有意義なことである。浄化センターの管理業務を行いながら複合バイオマス事業の実証実験を進めることは、これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化できるうえ、国が行う社会資本整備総合交付金制度の利用も可能であるので、来年度の入札を総合評価方式で実施できないかお尋ねしたい。

町長

現段階では、複合バイオマス事業については別の場所を検討して行くことになる。

水道課長

下水道施設と生ごみ処理や家畜糞尿あるいは植生廃棄物等を組み合わせる複合バイオマス事業には大いに関心をもっているが、現在の大沼下水浄化センターでは、施設規模が小さいため、下水の流入量も少ないと考えている。現在進行させている長寿命化計画を優先し、町全体のバイオマ

ス計画や生ごみ処理対策のマスタープランを作成し、そのプランの中で大沼の施設が有効との結論が出ればその時点で対応する事となる。町として維持管理事業者から事業提案を受けるという手法はとらず、あくまでも基本プランは町が作成すべき事と考えており、今回の入札の際に、議員が提案している方式を取り入れる考えはない。

Q 道々七飯大野線七飯高架橋下の道路の安全対策を

A 函館建設管理部に要望をしております、対策の約束を得ている

上野 武彦 議員

道々七飯大野線は、JR函館高架橋の下を走る勾配のある道路部分で、開通以来多くの交通事故が発生し、そのつど対策も取られてきた。

前回は、ロードヒーティングされている上り車線の坂の底部に溜まった水を走行する車がタイヤに吸って、ロードヒーティングの切れた上部の雪のある道路に撒き散らし、その部分が凍結したため走行する車がスリップし、上り車線の途中で側壁に衝突するという事故が、一日に複数件発生している。

このことから私が一般質問で対策を求めた結果、底部に水が溜まらない様勾配の改良とロードヒーティングが延長されている。

土木課長

道々七飯大野線のアンダーパスで舗装の継ぎ目から水が流れ出している問題、又降雨時での泥水やコケにより、今後においても車両事故が懸念されるとの事ですけれども、町としても対応が必要であると認識してきており、先月道路管理者である函館建設管理部へ対策について要望しております。

対策につきましては、函館建設管理部として今月の9月から北斗市に向かう下り車線部分約200メートルの区間で、舗装をはぎ、ロ

道々七飯大野線は、JR函館高架橋の下を走る勾配のある道路部分で、開通以来多くの交通事故が発生し、そのつど対策も取られてきた。前回は、ロードヒーティングされている上り車線の坂の底部に溜まった水を走行する車がタイヤに吸って、ロードヒーティングの切れた上部の雪のある道路に撒き散らし、その部分が凍結したため走行する車がスリップし、上り車線の途中で側壁に衝突するという事故が、一日に複数件発生している。このことから私が一般質問で対策を求めた結果、底部に水が溜まらない様勾配の改良とロードヒーティングが延長されている。今回、問題提起するのは、前回行った工事に伴って発生した道路の継ぎ目やひびなどの隙間から水が流れ出し、常時、道路を濡らしている問題である。また、降雨の際に流れ込んだ泥や表面を覆ったコケが夏場でもスリップ事故を誘発しかねないばかりか、

ドヒーティングの更新工事を行い、そのときにあわせて上下線の出水原因を調査し、対策を講じることです。また、さらに対策が必要な場合は次年度以降も引き続き対策を講じていきたいということです。

その他、「生み出された財源は図書館建設に」、「小・中学校の耐震化等の促進を」質問している。



Q 大沼地域のJRR北海道グループの発行行為の経過と今後の対応について
A 今後とも農業生産法人に移転された農地が適正に活用されるよう指導してまいります

木下 敏議員

北海道旅客鉄道株式会社（JRR北海道）は、平成8年以前に東大沼と軍川地域にゴルフ場を主体にしたリゾート開発を計画して国定公園に隣接した優良農地を平成8年頃より用地購入してきたが、当初の計画は頓挫している。

3. 今後の対応について

【都市住宅課長】

北海道旅客鉄道株式会社通称JRR北海道の発行行為につきましては、北海道自然環境保全条例の規定に基づいて許可される発行行為です。

この発行行為の種類は、複合レジャー施設の建設で仮称大沼国際リゾートビレッジ建設工事としてJRR北海道の系列会社であります北海道企画開発株式会社より申請され平成8年6月に許可されております。

計画内容は、ゴルフ場27ホール・ホテル・テニスコート・ゲートボール場・広場等の約173分の計画となっております。

平成12年5月には、事業主体がJRR北海道に変更になっております。

平成23年3月に、事業計画中止に伴って発行行為面積を縮小し、約22ヘクタールとして現在に至っております。

【農業委員会事務局長】

農地転用の当初計画は、47.5分でしたが現在までに14.2分が開発が行われております。平成23年3月に未転用の農地33.3分を平成26年度までに、農業生産法人株式会社流山に農地に復元して売買する内容で承認されております。

【農地法第3条の売買単価】

農地法第3条の売買単価は、10a当たり7万5千円となっております。

大沼方面では近年の農地売買単価が10a当たり20万円前後ですが、最終的には当事者同士で決定することとなります。今後とも農業生産法人に移転された農地が適正に活用されるよう指導してまいります。

【農林水産課長】

当該地は、農振法の農用地区域にはなっておりませんので、国の補助事業を受けることの出来ない農地です。

Q 観光振興計画の策定について
A 北海道新幹線開業前の26年度中に策定する

神崎和枝議員

七飯町は、多様な自然環境や歴史、文化、食（農畜産物）と豊富な観光資源に恵まれた魅力ある街と多くの町民は自負されていると思うところです。

観光は、地域の消費増加や関連産業の振興、雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果をもたらす。2年半後の北海道新幹線開業により、全国各地から多くの観光客に来ていただけることにより、地域の経済環境は大きく変化していくと予想している。

七飯町にとっても、重要な経済的役割となる。この好機を逃すことなく、観光基盤の整備や観光を取り巻く現状や課題、観光客の多様なニーズに対する工夫や情報の発信、観光立国の国の動向など、関係団体や行政など一丸となって、中長期にわたるハード、ソフト面の観光振興計画を作成する必要がありますと考えるが、町長の見解を伺いたい。

また、観光開発委員会設置条例が策定されているが委員会の設置目的と活動状況を伺いたい。

【町長】

七飯町は古くから、景勝地として知られ、多くの観光客が訪れる大沼公園を有する。乳製品、牛肉等の畜産物、高品質な、農水産物など食材も豊富である。平成27年末の新幹線の開業に伴いこれらの観光資源をいかに活用、発信していくかが課題となっていることから新幹線開業好機を逃すことのないよう関係団体や行政が一丸となって取り組むべきものと考えている。

現在、町の計画として、第4次七飯町総合計画を始め大沼地域活性化ビジョン、新幹線高速道路基本計画などの関連計画これらの計画の精査を考えている。

また、観光開発委員会設置条例の目的については、七飯町の観光資源の総合的な開発振興を図るために設置されたもので、活動状況は、直近では平成17年10月に環境保全はじめ、誰にでも優しい環境、他産業との連携、産業発展に向けて、国内外誘致推進、通年観光推進等の提言を頂いているが、その後、千の風になつての誕生、ラムサール登録湿地、大沼公園インターチェンジ開業等、ずいぶん状況が変わった。

千載一遇のチャンス。これから、七飯町の基幹産業の観光、産業をどのようにしていくかしっかりとした、振興計画を作らなければならぬ。これまでの既存計画の総括をして、新幹線開業前の26年度中に、しっかりとした振興計画を策定していく。

ほかに、次の議員から一般質問が出されている。

横田有一議員	1	ヘルパー2級の講習について
	2	町有地貸付状況について
	3	行政組織のあり方について
	4	合併浄化槽の利用状況について
	5	障がい者雇用にについて
	6	指定管理者について
	7	町道農道の管理の一元化について

一般質問

地目が原野や山林の部分はJRR北海道の所有であるが、優良農地については平成23年度以降に株式会社流山へ所有権が移転している。

若い酪農家が育ち自給飼料増産に努力している時に、地元の産業の育成には役立たない土地利用がなされている状況を踏まえ、次の点について伺いたい。

1. ゴルフ場開発の計画から現在までの状況について

2. ゴルフ場開発計画地内において平成5年以降に優

Q 景観条例のない中、統一性のない建築物が点在する恐れがあるが

A 公共施設に限っての統一性については、地域の特性を生かしながら計画研究を進めたい

佐野 史人 議員

七飯町は、三大事業と称して消防庁舎・給食センター・大中山小学校の立替を計画している。景観条例のない中、統一性のない建築物が町内に点在、発生する恐れがある。公共施設に限って七飯町のスタイルを統一出来ないか、伺いたい。

【都市住宅課長】

災害時の教訓から指摘されている。消防庁舎ばかりではなく公共事業において自然の恵みを取り込むことを計画に取り入れてはどうか伺いたい。

町としても地下水の有効利用を図るという事は、十分認識しています。消防庁舎の設計において検討を行ったが、放水訓練と飲料水兼用の水槽では水質汚染の問題から浄化装置やポンプ、配管設備等の初期コストも大きく、上水道から貯める高架水槽を設置することとした。今後の公共施設建設計画に於いても雨水や地下水等、自然の恵みを取り入れる検討を今まで以上に配慮し、施設の利用状況等を勘案しながら、施設建設を進めてまいりたいと考えております。

公共施設についてはそれぞれの用途や立地条件利用状況等勘案しながら地域に調和した外観を計画している。これまで統一された指導は行っていないが、広範囲・面的な景観の統一が難しい中、公共施設に限って景観に配慮し、地域の特性を生かした上で統一性のある建物を計画するという研究は今後も進めていきたいと考えます。

Q 地下水の有効活用に関して

七飯町は地下水が豊富である。貯水槽の設置は過去

【袋小路における除排雪に関して】

他に「住むに優しい街である事を追及・研究する部署を設置しては」と質問している。

公共施設においては敷地内に雪を山積みしないよう、また個人の除雪排雪に関しては業者に依頼しなくてもよいように、融雪槽の設置を推奨してはどうか、大沼地区や峠下地区での合併浄化槽設置に関する補助事業と同じような対策を講じてはどうか伺いたい。

【政策推進課長】

除排雪のできない袋小路の対策が課題と考えています。融雪槽の設置にはある程度の敷地と維持費用が掛かり現状の節電省エネ対策を考えると設置できる町民に限りがあるのではと考えます。町内会等で行う除排雪活動につきましては、町づくり事業助成金の活用も考えられますのでご相談ください。

他に「住むに優しい街である事を追及・研究する部署を設置しては」と質問している。

Q 新幹線開業で七飯町の計画は

A 総合車両基地サミットで連携を図りたい

中川 友規 議員

高速道路の大沼公園インターチェンジも開通し、ラムサール湿地登録や、北海道新幹線開業を控えるなど、大沼公園や駒ヶ岳近郊の観光には期待がかかっています。この好条件とも言える状況でまちづくりをどのように考えているか、新幹線の総合車両基地は北海道では七飯町にしか建設されない。総合車両基地がある町同士で何か連携はできないのか、町独自の取り組みはないのか

【町長】

いま日本にある総合車両基地は熊本、博多、白山（建設中）、利府町、で最後にできるのが七飯町の函館総合車両基地である。利府町とは災害協定も結んでいる。

白山も現在建設中であり、総合車両基地サミットみたいな取組もいと思う。利府町では総合車両基地を見に約年間20万人の見学者が来ているようで、総合車両基地祭りをやっているようですので、いろいろ話を聞きながら、どのように

総合車両基地を生かしているのか、サミットみたいなものでいろいろな議論しながら、議員の皆様方町民の代表の皆様方を含めた会議を開いて、学ぶものは学ば、実施するものは実施していく、そういう方向付けをしていきたいと思う。

2020年の東京オリンピックでサッカースタジアムが札幌で開催されるのであれば、トルナールに合宿誘致となるが誘致するためには、もう1面あってもいいと思う。

近隣企業のサッカー場の増設と整備を働きかけ、町の投資も含めて検討しなければならぬ。トルナールがあるから来てくださいますよと言ってもだめだと思つので、いろんな手立てをしながら町独自のものをやっていく。

Q 大沼周辺の観光について

A 観光客は増加傾向である。観光振興の基盤整備をしていく

ラムサール湿地登録、大沼公園IC開通などで、観

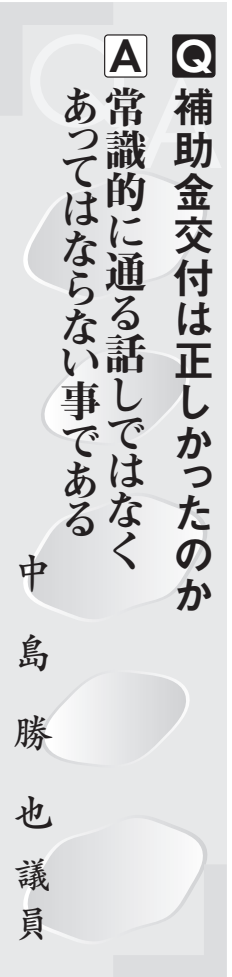
光分野での影響はあるのか、JRへの対応はしたのか、今後の大沼周辺観光をどのようにするのか

【商工観光課長】

平成22年7月、平成23年6月15万人、平成23年7月、平成24年6月16万3千人、平成24年7月、平成25年6月18万5千人で観光客は増加傾向である。

城岱牧場展望台が整備され、大沼観光PR活動の物産販売を展開し、大沼周辺観光地の活性化に結び付くと思う。

ピクニックや遠足のできる環境整備に合わせ展望台と直結する歩道等の整備も検討中で、周辺の観光基盤の充実に努める。JRには体験型観光のキャンセルや時間変更、宿泊客のキャンセルもあり、事故の再発防止や安全運航の取組など、特に航空業界や長距離バスとの時間競争を意識せず安全性、信頼性、正確性に配慮した運航システムの再構築に努め道民の足として信用回復に努めるよう要望している。



中島 勝也 議員

Q 補助金交付は正しかったのか

A 常識的に通る話ではなくあつてはならない事である

平成25年6月25日発行の経済ジャーナルの記事によると(旬)花がぞく福祉会所有の福祉施設が競売物件に設定されているのにも関わらず、その物件に対して平成25年3月1日付で「七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金」として26万円が交付されているが間違いないのか。

階では、競売物件とは分かつた通常通り事業実施について承諾し申請書の提供を求めた所であり、後に登記簿等で事実確認をしましたが、その時点では既に工事は着工済みで、中止命令や補助金不交付を含めて検討しましたが、このような規定もないことから補助金支出の決定をしました。

問題は競売開始決定が下されている物件にも関わらず、また競売で誰の手に渡るのかも知れない物件に対して補助金を申請する行為、そして補助金が交付されている現実、世間一般の常識から言っても申請、補助金交付はすべきではないし、出来ないものと思いますが町長の考えをお伺いします。

この問題で今迄の質疑、結果について町民に向けて一言見解を頂きたい。

【環境生活課長】

物件に対する事前調査については、申請された土地に浄化槽が適性に設置されているかの確認だけで、運営状況等は従前より行っており、また、今回は想定外の事例であります。調査はしておりません。

【再質問】

補助金支出は正当性があると考えているのか。

【副町長】

申請された時点で所有権

議案審査の結果報告

平成25年6月12日第2回定例会において当委員会に付託された事件について審査した結果を、下記のとおり報告する。

民生文教常任委員会

1、事件名

議案第28号 七飯町福祉灯油等の助成に関する条例の制定について

2、審査の経過

平成25年7月1日、7月24日、8月5日、8月21日の4日間、委員会を開催し、福祉課長の出席を求め審査を行なった。

3、決定及び理由

(1) 決定 原案可決

(2) 理由

当委員会に付託された七飯町福祉灯油等の助成に関する条例(以下「条例」という。)は、低所得世帯に対し、冬期間に必要となる暖房費が生活を圧迫することを考慮し、暖房費の一部を平成25年度から恒久的に助成するため制定しようとするものであり、同時に施行する

帯であり、全体では1千428世帯、助成金額は714万円と推計しており、平成25年度分の予算については、平成25年第3回定例会に補正予算として計上する予定である。

また、施行規則では、助成の方法をアップル商品券と定めるとともに、暖房を行う必要がない世帯、申請助成の決定、台帳等の整備などを規定している。

委員からは、電気暖房などアップル商品券を使用できない場合の助成方法についての質疑があり、町は、アップル商品券を使用できない燃料を利用している世帯についても、町内の地域商工振興を促進するという趣旨も含めてアップル商品券で助成するとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、条例の内容は低所得世帯への福祉政策であることから、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、助成対象世帯への周知については、申請漏れがないように町広報誌・町公式ホームページ等により周知徹底を図ることを望むものである。

常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕要旨を掲載

総務 財政

《調査事項》

・七飯町財政健全化計画について

〔調査の目的〕

七飯町の財政は厳しい状況ではあるものの、七飯消防庁舎、大中山小学校、学校給食センターの改築などの大型事業を控えていることから、今後の中長期的な財政計画について調査を行った。

〔七飯町財政健全化計画について〕

(1) 財政指標の推移及び財政分析

平成14年度から平成23年度までの過去10年間に於ける決算額及び財政力指数、経常収支比率等は「表1」のとおりである。

「表1」のとおり、歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支及び形式収支か

地方公共団体の財政力の強弱を示す3カ年平均の財政力指数は、0.40～0.47で推移しておりほぼ横ばいであるが、平成21年度から微減している。

ら翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支はいずれも赤字であるが、前年度実質収支から当該年度実質収支を差し引いた単年度収支は平成22年度、平成23年度などは赤字となっている。

次に、地方公共団体の経常的経費のために、経常的一般財源がどれだけ充用されたかを示す経常収支比率は、76.4%～91.8%であり、この経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示すもので、70%

80%に分布するのが標準とされていることから、七飯町の財政構造は80%を大きく超えていることから硬直化していると判断される。

なお、経常的経費のうち扶助費は、平成14年度の8億3千万円から平成23年度の16億6千9百万円に倍増していることが財政の硬直化を招いている一因と考えられる。

次に、地方債残高は、平成14年度の11億9千9百万円から平成23年度の98億9千1百万円と13億8百万円減少しており、また、基金積立金は、平成14年度の25億5千1百万円から平成23年度の29億8千9百万円と4億3千8百万円増加しており、財政の健全化に努めていることが窺える。

(2) 七飯町財政健全化計画について

七飯町の財政健全化計画は、平成19年度から平成23年度を計画期間とする計画を策定しているが、これは公的資金補償金免除繰上償還に係る計画であり、公的資金からの借入れを繰上償還する場合、残存償還期間の利子相当額を補償金と

して支払わなければならないものを免除して地方財政の負担を軽減しようとするものである。

この財政健全化計画の策定により、国の承認を得て、高利率の地方債の利子負担の軽減を図っているが、その後において、七飯町独自の財政健全化計画は策定していない状況である。

このため、委員からは財政計画の必要性と財政計画がなく七飯消防庁舎、大中山小学校、学校給食センターなど大型事業に着手するのかなどの意見が出されたが、大型事業の補助金や地方債などの特定財源を含めた事業費を把握することが難しいため、現段階で財政計画を策定することは難しいとしている。

また、第4次七飯町総合計画（計画期間…平成18年度～平成27年度、以下「総合計画」という。）では投資的事業を取りまとめとしており、その概要は次のとおりである。
・計画期間内総事業費…197億2千812万9千円
うち平成23年度までの実績…103億4千737万8千円
うち平成24年度以降の見

込み…93億8千75万1千円
・事業数…94事業
・平成28年度以降の事業費…51億3千842万4千円
投資的事業には、七飯消防庁舎、大中山小学校、学校給食センターなど大型事業が総合計画期間の後半に残っているとのことであり、さらに前述の事業費に対する財源内訳も算出していることから、十分財政計画に反映できるものと判断する

が、財政計画そのものが策定されていないため、投資的事業の取りまとめが反映されていない状況である。今後は、各課から提出される総合計画に登載される投資的事業は、総合計画を所管する政策推進課と財政を担当する財政課との協議のもと、事業費の精査、仮優先順位の決定、財政指数の試算を行い、最終的に町長・副町長のもとで優先順位を決定することとしている。

なお、次期総合計画の策定は、平成26年度から準備し、平成27年度に議会の議決を経て、平成28年度から10カ年の計画にしたいとのことであり、改めて投資的事業の調査を行うとしてい

〔表1〕歳入・歳出決算額及び財政指標等の推移 (単位:百万円、ポイント、%)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入合計	10,027	10,417	10,104	9,681	8,508
歳出合計	9,850	10,231	10,012	9,636	8,376
形式収支	177	186	92	45	132
実質収支	117	182	67	45	116
財政力指数	0.40	0.41	0.43	0.44	0.45
経常収支比率	76.4	78.2	86.1	87.0	88.3
地方債残高	11,199	11,543	11,385	11,326	10,942
積立金残高	2,551	2,737	2,746	2,589	2,589
区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入合計	8,835	9,402	10,043	11,024	10,307
歳出合計	8,376	9,184	9,769	10,790	10,119
形式収支	83	218	274	234	188
実質収支	80	137	267	172	146
財政力指数	0.46	0.47	0.46	0.44	0.43
経常収支比率	91.8	89.6	88.3	86.8	85.7
地方債残高	10,611	10,143	10,103	10,054	9,891
積立金残高	2,712	2,656	2,603	2,791	2,989

減収の傾向が顕著

る。
(3)普通会計のバランスシートについて
七飯町のバランスシートは、平成12年3月及び平成13年3月に総務省が示した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」の各地方公共団体のバランスシート作成のための統一基準を準拠して作成し、公表している。

七飯町の普通会計に属する会計は一般会計のみであり、バランスシートの構成は、資産の部の合計額は負債の部の合計額に正味資産の部の合計額を加えた額が一致することとなり、また、過去5年間のバランスシートの概要は(表2)のとおりとなっている。

バランスシートを活用した財政分析は、(表2)のとおり過去5年間で負債の部が減少し、正味資産の部が増加しているため、財政の健全性ととも、将来世代への負担に改善が見られる一方で、減価償却累計率が高くなっており、施設等の老朽化が進んでいることが窺える。

七飯町の普通会計に属する会計は一般会計のみであり、バランスシートの構成は、資産の部の合計額は負債の部の合計額に正味資産の部の合計額を加えた額が一致することとなり、また、過去5年間のバランスシートの概要は(表2)のとおりとなっている。

〈表2〉過去5年間のバランスシートの概要

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資 産 の 部	36,489,778	36,267,564	36,513,122	36,893,134	36,728,830
有形固定資産	33,193,530	32,881,687	33,003,580	33,228,175	32,961,797
投 資 等	1,545,888	1,493,831	1,503,722	1,581,556	1,627,297
流 動 資 産	1,750,360	1,892,046	2,005,820	2,083,403	2,139,736
負 債 の 部	11,874,816	11,566,944	11,472,579	11,377,594	11,131,243
正味資産の部	24,614,962	24,700,620	25,040,543	25,515,540	25,597,587

(4)新地方公会計制度について
地方公共団体の会計は、七飯町をはじめ殆どの地方公共団体が単式簿記・現金主義会計による処理が行われているが、地方公共団体の財政状況を総合的かつ長期的に把握するために企業会計的手法の導入が必要となってきたこと、前述のとおり総務省が示したバランスシートに基づき多くの地方公共団体において作成が進んできたが、これは基準モデルといわれるものである。
新地方公会計制度は、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」の「政府資産・債務改革、地方における取組」の中で「地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする」と記述されたことから、国において「新地方公会計制度研究会」が発足し、平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表されている。

表示することによって、行政の透明性をより高めるなどの効果があるとされている。
七飯町の取組は、新地方公会計制度への導入期限が示されていないことや近隣の自治体でも取り組んでいないこと、導入までの経費や人材がいらないことなどから、国等の動向を見て検討することとしている。
4. まとめ
当委員会は、七飯消防庁舎、大中小小学校、学校給食センターの改築などの大型事業が控えていることから財政状況の把握と今後の財政計画の策定状況などを主に調査を行ってきた。

七飯町の財政状況は、財政指標が示すとおり財政力指数は横ばいであり、地方債残高の減少、基金残高の増加などにより健全化にあるように伺えるが、扶助費の倍増などにより経常収支比率が80%を大きく超えていることや減価償却累計率が高いなど財政的には厳しい状況であると考えられる。
このことを踏まえると、独自に財政計画(財政健全化計画)の策定は必須条件と考えるが、町は大型事業の事業費が把握できないことから、現段階の財政計画の策定はできないとしていることは、とても理解できるものではない。
大型事業ばかりでなく、減価償却累計率が高いことは老朽化施設を多く抱え、近い将来に改築や大規模な補修が必要であることを示していることから、財政計画を早急に策定すべきである。

また、七飯町の最上位計画である第4次七飯町総合計画に搭載されている投資的事業は、現段階で全く財政計画に反映されていないため、平成26年度から次期総合計画の策定作業に入ることを考慮すると早い時期に関係部署が連携し、将来展望を睨んだ財政計画に反映させるべきである。
複式簿記の機能を持つ新地方公会計の導入は、自治体の取組も進んでいない状況であるが、新地方公会計制度の効果等を検証し、導入について検討することを望むものである。
〔調査の目的〕
七飯農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)に基づき策定されているが、農振法に基づく規制及び七飯町における影響について調査を行った。
経営所得安定対策事業については、国の米の生産調整(減反政策)の一環であるが、七飯町における取組状況について調査を行った。
遊休農地の現状と対策については、町内のいたる所に農地と思われる土地が管理がされないまま放置されている状況が見受けられることから、遊休農地の現状の把握と遊休農地解消の取組状況について調査を行った。

経済産業

〔調査事項〕

- ・七飯農業振興地域整備計画について
- ・経営所得安定対策事業について
- ・遊休農地の現状と対策について

【七飯農業振興地域整備計画について】

(1) 農業振興地域の整備に関する法律の概要

農業振興法は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に昭和44年7月1日に施行されている。

農業振興法では、国において策定した農地法等の確保等に関する基本指針に基づき、都道府県が農業振興地域整備基本方針を定め、農業振興地域を指定することとなり、指定を受けた市町村は、農業振興地域整備計画を定めることとなっている。

域内にある土地の農業上の用途区分を定めることとなっている。

農業地域は、国の直轄事業、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等について、原則として農用地区域を対象としている一方で、農地転用や開発行為の制限等の措置が取られることとなる。

(2) 七飯町の農業振興地域は、昭和45年度に地域指定され、昭和46年度に七飯農業振興地域整備計画(以下「農振計画」という。)を策定、昭和47年度に農振計画が認可されて以来、4回の見直しを行い、現在は平成22年9月に見直し策定したものである。

農振計画に基づく農業振興地域の面積は7千398畝であり、うち農用地3千607畝(構成比率:48.8%)、農業用施設用地95畝(構成比率:1.3%)、森林・原野2千634畝(構成比率:35.6%)、住宅地226畝(構成比率:3.1%)、工場用地2畝(構成比率:0.0%)、その他834畝(構成比率:11.2%)となっている。

地区域の現況面積は2千988畝、うち農地2千735畝、採草放牧地14畝、混牧林地31畝、農業用施設用地48畝となっており、概ね10年後には新幹線関係で農地を27畝除外、農地として活用する農地を51畝編入、差し引き24畝増加の設定となっている。

また、農振計画では、地域を大沼地区(大沼町・上軍川・軍川・東大沼・西大沼)、藤城・峠下地区(上藤城・藤城・峠下・仁山)、豊田・鶴野地区(豊田・鶴野)、七飯・大中山地区(本町・桜町・鳴川町・緑町・飯田町・大中山・大川・中野・中島)の4地区に分け、用途区分の構造、農業生産基盤の整備及び開発の方向、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向などを定めている。

(3) 農用地区域の編入・除外の手續き等
農用地区域内の土地は、国の直轄事業や補助事業の受益地となつて支援を受けられるなどのメリットがある一方で、農用地区域からの除外や新たな編入には、農振計画の変更が必要となることから、北海道等との相談や地域住民の意見を受けるための公告・縦覧を経て、農振計画の変更について北海道知事の同意が必要となっている。

やむを得ない理由により農業以外の目的で利用するため農用地区域から除外する場合は、次の5要件を全て満たしていなければならぬこととなっている。

- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ② 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。

次に、新たに農用地区域に編入する場合は、次のいずれかである。

- ① 既に設定されている農用地区域に連たんしていない

場合は、概ね10畝以上の農地などが確実に農用地区域として設定することが認められること。

② 既に設定されている農用地区域に連たんしている場合は、一体的に保全整備することが相当と認められる農地などで、概ね1畝以上の農地などが確実に農用地区域として設定することが認められること。

農振計画の変更(除外、用途区分変更)は、農振計画の変更随時申出、北海道との相談、公告・縦覧、異議申立、北海道への農振計画変更認可申請などの手續きが必要なことから約4カ月の期間を要するとしており、手續き中の案件を処理しなければ、次の案件の手續きに入れないとしている。

なお、平成25年度において、経営体育成支援事業の取り組みにあたり、農用地区域への編入が必要な農地等が存在することから、平成26年3月までに農振計画の大幅な見直しを行うとしている。

【経営所得安定対策事業について】

- (1) 米の生産調整(減反政策)における経営所得安定対策事業までの変遷
- 米の生産調整(減反政策)は、米の生産を抑制することで生産量を調整し、米価の安定や米需給の均衡を図るとともに、他の作物に転作させることで食糧安全保障への貢献及び地域適作の推進を図る国の政策であり、その経緯は次のとおりである。
- ① 稲作転換対策(昭和46年度～平成50年度)
 - ② 水田総合利用対策(昭和51年度～昭和52年度)
 - ③ 水田利用再編対策(昭和53年度～昭和61年度)
 - ④ 水田農業確立対策(昭和62年度～平成4年度)
 - ⑤ 水田営農活性化対策(平成5年度～平成7年度)
 - ⑥ 新生産調整推進対策(平成8年度～平成9年度)
 - ⑦ 緊急生産調整推進対策(平成10年度～平成11年度)
 - ⑧ 水田農業経営確立対策(平成12年度～平成15年度)
 - ⑨ 水田農業構造改革対策(平成16年度～平成21年度)
 - ⑩ 農業者戸別所得補償制度(平成22年度～平成24年度)
 - ⑪ 経営所得安定対策(平成

(25年度)

国の米の生産調整(減反政策)は、過剰する米を調整することを目的に、米を作らない水田の休耕を進められたが、その後、農業者の所得向上のために休耕田を活用した転作田に補助金を支給する方向に変わってきている。

さらに、平成6年のガット・ウルグアイ・ラウンドの合意を背景に、食糧管理法が平成7年に廃止され、政府米に代わり、自主流通米を米流通の主体として位置づけられるとともに食糧法が制定され、生産調整は米穀の需給均衡を図るための手段として位置づけられ、平成8年度からは食糧法の自主性を尊重した「とも補償」による転作への支援、平成10年度からは「新たな米政策大綱」による生産調整の目標面積を14倍に強化する対策、平成12年度からは農業基本法に代わり制定された「食料・農業・農村基本法」のもと策定された「水田を中心とする土地利用型農業活性化対策大綱」に基づく対策、平成16年度

からは「米政策改革大綱(平成14年策定)」及び「改正食糧法(平成16年施行)」を踏まえた対策、平成22年度からは農業者戸別補償制度による対策、平成25年度からの経営所得安定対策と続き、40年以上の対策が講じられている。

なお、過去10年間における七飯町の対象農業者数及び転作(減反)面積の状況は、(表1)のとおりであり、対象農業者数の約9割、水

(表1)七飯町の対象農業者数及び転作(減反)面積の状況

年度	対象農業者数(戸)				転作面積(ha、%)			
	水稲	稲+転	転作	計	水稲	転作	計	割合
15	54	236	307	597	528	685	1,213	56.5
16	64	223	302	589	523	686	1,209	56.7
17	61	209	309	579	521	689	1,210	56.9
18	59	203	309	571	513	691	1,204	57.4
19	59	185	282	526	474	705	1,179	59.8
20	46	190	289	525	468	703	1,171	60.0
21	44	187	269	500	458	710	1,168	60.8
22	47	187	266	500	477	686	1,163	59.0
23	56	164	276	496	489	676	1,165	58.0
24	58	153	284	495	480	680	1,160	58.6

*対象農業者数欄の「水稲」は水稲のみ、「稲+転」は水稲+転作、「転作」は転作のみの略である。

田面積の約6割が転作を行っている状況である。

(2)経営所得安定対策の概要
平成25年度の経営所得安定対策は、平成24年度の農業者戸別所得補償等と基本的に同じ枠組みで実施することとし、平成26年度以降は、今後検討することとしている。

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付する

ことにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促すことを目的としており、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねであり、水田については、水田活用の直接交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS用稲、加工用米、地域特産物も交付対象としている。

交付金は、畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金、米の直接支払交付金、米価変動補填交付金、水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)となっている。

このうち、水田活用の直接支払交付金、米の直接支払交付金、米価変動補填交付金、水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)の概要は次のとおりである。

①水田活用の直接支払交付金は、戦略作物に対して、10㍏当たり3万5千円(麦、大豆、飼料作物)、8万円(米粉用米、飼料用米、WCS用稲)、2万円(そば、なたね、加工用米)が助成され、さらに二毛作助成1万5千円、耕畜連携助成1万3千円が加算される。

②米の直接支払交付金は、米の生産数量目標を守った農業者を対象に10㍏当たり1万5千円が助成される。

③米価変動補填交付金は、24年産に米の所得補填交付金の交付を受けた者が対象で、24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額が補填される。

④水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)は、認定農業者等が24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その減収額の9割が補填される。ただし、対象加入者はあるから初め一定額の積立金の拠出が必要である。

⑤七飯町の経営所得安定対策等について

七飯町の平成25年度経営所得安定対策の概要は、次のとおりである。

①交付申請者数…314件
②米の直接支払交付金の作付計画面積…413.3㍏(生産数量目標)
③水田の直接支払交付金の作付計画面積

ア 戦略作物・二毛作助成
・基幹作物…431.4㍏
(飼料作物…407.9㍏、加工用米…23.5㍏)
イ 耕畜連携助成
・資源循環の取組…50.4㍏
ウ 産地資金におけるその他の作物(基幹作物)の助成
・野菜…162.9㍏、花き・花木…30.4㍏、備蓄米…45.6㍏
エ 米及び水田利用の直接交付金の交付対象農地…1千98.6㍏

オ 経営所得安定対策交付金額(見込み)3億5千83万円

【遊休農地の現状と対策について】
(1)遊休農地の現状
遊休農地とは「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されない」と見込まれる農地」であり、高齢化等による離農のために遊休農地となっているケースがある。

また、耕作放棄地とは「所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間再び作付けする考えのない土地」をいい、耕作放棄地には、森林・原野化した土地が含ま

〈表2〉七飯町の農地面積及び遊休農地の状況

年度	対象農業者数(戸)			転作面積(ha、%)			
	田	畑	計	田	畑	計	割合
20	1,320	1,670	2,990	32.6	35.6	68.2	2.3
21	1,320	1,670	2,990	32.6	35.6	68.2	2.3
22	1,320	1,670	2,990	32.6	35.6	68.2	2.3
23	1,310	1,710	3,020	31.3	35.8	67.1	2.2
24	1,310	1,700	3,010	40.1	45.2	85.3	2.8

(単位:ha、%)

れるが、遊休農地にはこのような土地が含まれないこととなっている。

過去5年間の七飯町の農地面積及び遊休農地の状況は(表2)のとおりであり、農地面積は横ばいであるが、遊休農地は平成24年度で85.3%となっており、前年度と比較して18.2%増えているが、これは、現地調査によって把握できた数値であり、潜在的にはまだ多くの遊休農地があるものと

捉えられている。
(2)遊休農地解消のための取組状況

遊休農地は現地調査においても、耕作の目的に供されていないため荒地となっているケースが多く、景観を阻害するばかりでなく病害虫の発生も危惧されることから、遊休農地の解消は重要な課題となっている。農業委員会では、毎年4地区に分けて、担当地区農業委員が農地パトロールを実施しており、農地の利用状況について調査・確認を行い、遊休農地と判断された農地の所有者に対して口頭で指導し、耕作の再開を促すとともに売買・賃貸借による担い手農家への利用集積を図っている。

なお、指導による遊休農地の解消は、平成23年度で7.2%、平成24年度で5.1%、2カ年では12.3%であり、うち耕作再開は6.9%となっているが、遊休農地解消の取り組みは不十分としている。

遊休農地に係る国等からの指導は、平成21年の農地法の改正により、農業委員会が農地の利用状況調査に

おいて遊休農地と判定した場合、所有者に対し指導・勧告等の法的措置を行うとともに遊休農地解消のための支援も講じられているが、七飯町の場合は口頭での指導に留まっている。

3. まとめ

七飯農業振興地域整備計画については、昭和44年に農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に供することを目的に「農業振興地域の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、七飯町においても昭和46年度に「七飯農業振興地域整備計画」が策定され、その後4回の見直しが行われているが、平成25年度において、経営体育成支援事業の取り組みなどにより大幅な見直しを行うとしている。

農振法に基づく農用地区域の指定は、農業・農地を守るといふ観点及び農業基盤を確立する上では有効な手段である一方で、農用地区域からの除外手続きに5要件があり、かつ、約4カ月を要することなどから、特に、新たに農用地区域に編入する土地所有者には十分

な説明を望むものである。経営所得安定対策事業については、米の生産調整である減反政策が始まってから40年以上が経過しており、その間、度重なる制度の改正により、農業者をはじめ町やJAなどの関係機関に戸惑いを招いていることは否めない状況である。

また、平成25年度の経営所得安定対策事業は、前施策の農業者戸別所得補償制度を踏襲するものの、平成26年度以降は今後検討することとしている。

米の生産調整(減反政策)は、米の過剰から始まった制度であるが、度重なる制度改正を関係機関が熟知して、農業者に不利益が生じないように説明及び指導することを望むものである。

遊休農地の現状と対策については、現地調査においても遊休農地は荒地となっているため、景観が阻害されており、また、ごみの不法投棄の場所になることも懸念されることから、遊休農地の解消は重要な課題である。

このことから、遊休農地の解消のため、所有者が判

明している農地で高齢者及び後継者がいないなどにより耕作再開の見込みがない所有者に対しては、積極的な指導を行い、担い手農家等に利用集積を図ることを望むものである。

特別委員会報告

学校給食事業に関する調査特別委員会報告書

(中間報告書)

委員長 木下 敏

平成25年3月22日第1回定例会において設置された特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成25年3月22日に第1回目の委員会を開催し、委員長に木下敏委員、副委員長に中川友規委員をそれぞれ互選した。

2. 平成25年4月5日に第2回目の委員会を開催し、今後の調査方法及び要求資料について協議した。

当委員会の調査方針として、平成23年度から赤字となった私会計である学校給食費会計のあり方、学校給食センターの運営のあり方についてを当面の課題として調査することを決定した。

要求資料は、過去5年間の学校給食費会計の決算状況のほか、平成23年度・平成24年度に赤字となった主たる原因、渡島管内の学校給食費会計の状況等とすることを確認して、委員会を閉会した。

3. 平成25年5月1日に第3回目の委員会を開催し、学校給食センター長の出席を求め、提出のあった資料に基づき聴取調査を行った。

はじめに、提出資料の説明は、次のとおりである。学校給食センターは、昭

増やしていく資源！

和41年4月の開設以来47年が経過しており、昭和63年に増築され、面積は502.22㎡、蒸気ボイラー・温水ボイラー・蒸気回転釜・ガス回転釜・食器洗浄機などの設備を有している。

学校給食センターの職員は、平成25年4月に専任で配置されたセンター長のほか、事務係長、栄養士（栄養教諭）2名を配置しており、調理部門及び配送部門は平成20年度より民間業者に委託している。

給食の内容は、主食のパン・米飯のほか副食、牛乳であり、米穀・小麦は北海道産、副菜も季節に応じて七飯産・北海道産などを指定し、地産地消に努めている。

1カ月当たりの給食費は、小学生で3千350円、中学生で4千200円となっており、年間の給食実施回数187回となっていることから、1食当たり平均の単価は、小学生が215円、中学生が270円となっている。

給食センターは、その運営に関する重要な事項の審議及びこれに必要な調査研究と助言を行うことを目的に七飯町学校給食センター

運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しており、その構成は、各小中学校長、小中学校PTA若干名と有識者の19名が委員となっている。

運営委員会の業務は、次のとおりであり、学校給食センターの運営に関して、運営委員会は重要な役割を担っている。

- ① 学校給食の啓蒙推進を図ること。
- ② 学校給食センターの実施運営に関すること。
- ③ 学校給食費の決定、変更並びに予算の審査を行うこと。
- ④ 学校給食に対する意見、要望を行うこと。
- ⑤ その他目的達成のために必要なことを行う。

次に、平成20年度から平成24年度までの学校給食センターの給食数は（表1）のとおりである。

平成24年度は平成20年度と比較して、小学校の児童数で144人、中学校の生徒数で71人がそれぞれ減少しており、教職員及び給食センター職員を含めた総体では208人の減少となっている。

また、給食数の合計では平成24年度が44万9千866食

で、平成20年度と比較して3万6千779食の減少となっている。

なお、平成24年度の米飯給食は26万2千67食で約58%、パン給食は18万7千819食で約42%となっており、例年ほぼ同じ割合となっている。

次に、平成20年度から平成24年度（見込み）までの七飯町学校給食費会計決算の状況は（表2）のとおりである。

給食費会計は、平成22年度までは黒字であったが、平成23年度では73万7千53円の赤字であり、平成24年度では、町からの補助金を含めて56万902円の赤字見込みとなっている。

特に、赤字となった平成23年度は、収入では給食費の減収により、平成22年度と比較して21万3千13円の減少となっており、給食費未納額が現年分と滞納繰越分を合わせて80万4千595円

となり、平成22年度と比較して65万400円増加している。

支出では、平成22年度と比較して52万3千557円増加しており、パン購入費・米飯購入費、牛乳購入費が減少しているものの、副材料購入費が平成22年度と比較して604万5千449円増加していることから、赤字の要因として、給食費未納額の増加とともに副材料である冷凍食材・加工品、肉類等の購入費の増加、調味料の値

上がりなどを挙げている。

給食費の徴収方法は、平成5年度から口座自動振替制度を導入しており、食べた翌月の10日を口座引き落としの期日としている。

給食費の未納者に対しては、納期限の20日以内に督促状を送付しており、その後、催告書を送付しているが、戸別訪問による徴収は行っていないのが現状である。

委員からは、赤字の要因

〈表1〉学校給食センター給食数の推移

科目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)
小学校児童数	1,599	1,539	1,519	1,488	1,455
中学校生徒数	855	833	830	810	784
教職員等	198	201	199	205	206
給食センター 人数合計	2,673	2,594	2,568	2,522	2,465
給食数合計	486,665	459,656	469,466	459,570	449,886
うち米飯給食	289,568	267,633	276,358	272,420	262,067
うちパン給食	197,097	192,023	193,108	187,150	187,819

〈表2〉七飯町学校給食費会計決算の状況

〔収入〕 (単位:円)

科目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)
給食費	113,322,585	110,617,245	108,616,250	106,569,505	104,549,350
現年度分	111,556,500	108,874,295	107,718,325	105,719,405	103,004,700
滞納繰越分	1,766,085	1,742,950	897,925	850,100	1,544,650
雑入	175,347	296,607	254,836	222,265	602,290
借入金	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
補助金					5,773,350
繰越金	54,127	78,312	73,214	39,517	△7,317,053
合計	124,552,059	121,992,164	119,944,300	117,831,287	114,607,937

〔収入〕 (単位:円)

科目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)
パン購入費	8,869,718	9,277,662	9,418,654	9,196,844	9,451,364
パン加工賃	183,075	248,500	287,922	197,950	253,831
パン包装台	1,217,075	1,426,781	1,425,521	1,561,569	1,642,800
米飯購入費	15,881,694	15,209,060	15,608,904	15,009,852	15,682,833
牛乳購入代	17,657,667	17,971,832	17,972,870	17,945,764	17,852,891
副材料購入費	69,664,543	66,783,815	64,190,912	70,236,361	64,317,231
食材費計	113,473,747	110,917,650	108,904,783	114,148,340	109,200,950
返済金	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
支払利息					7,889
公課費		1,300			
合計	124,473,747	121,918,950	119,904,783	125,148,340	120,208,839
収入支出差引額	78,312	73,214	39,517	△7,317,053	△5,600,902

の一つである給食費未納額が増えていることに対し、収納努力が足りなかったのではないかと指摘に対し、それを認めたくえで、学校給食センター長が専任で配置されたことに伴い、給食費未納額の圧縮のため、戸別訪問による徴収努力及び実態調査を行い、支払能力のある未納者に対しては、裁判所への支払督促も検討するなど未納者対策に努めるとのことである。

また、副材料購入費が増加したことに伴い、きちんと分析するように求め、次の委員会で提出することとした。

次に、学校給食センターの改築に伴う土地利用構想図作成委託に係る情報提供がされたことにより、今後の委員会では、学校給食費会計の赤字問題と併せて、学校給食センターの改築計画も並行して調査することとした。

今回の委員会では、学校給食費会計の赤字の分析と、給食センター改築予定地の現地調査を行うことを確認し、委員会を閉会した。

4. 平成25年5月28日に第

4回目の委員会を開催し、学校給食センター長の出席を求め、提出のあった資料に基づき聴取調査を行うとともに学校給食センター改築予定地の現地調査を行った。

はじめに、提出資料の説明は、次のとおりである。

平成23年度・平成24年度の学校給食費の赤字の原因として、1点目は、給食費収入の減少を挙げている。

給食費収入は、平成23年度が平成22年度より204万6千745円(1.9%)の減少、平成24年度は平成23年度より202万155円(1.9%)の減少となっており、2年間で406万6千900円(3.7%)の減少となっている。

2点目は、給食材料費の増加を挙げており、特に、問屋食材の購入額が平成23年度は平成22年度より92万4千298円増加しており、平成24年度も平成22年度より542万2千451円の増加となっている。

問屋食材の利用増加は、学校給食センターの調理施設での衛生管理面から、前日等の下処理ができないことから、冷凍食材や半調理食材の利用が増えたことによるものとしている。

3点目は、平成9年度から給食費を改正していなかったことを挙げており、パン・米飯・牛乳等の価格が上昇していることから、収支の均衡を考慮した給食費の改正が必要だったとしている。

次に、現在の給食費の徴収方法については、平成5年度から口座振替による徴収方法を導入しており、引き落とし期日は翌月の10日としている。

未納者に対しては、督促状を送付、さらに現年分と滞納繰越分の未納金を全て記載した催告状を送付して、納入を促している。

平成5年度から導入した口座振替制度以降の未納者増加に対応するため、平成7年度から平成16年度までは徴収嘱託員1名を採用し、毎年200万円以上の給食費を徴収していた。

現年分の徴収率は、平成13年度まで99%を超えていたが、その後は99%を下回り、徴収嘱託員が廃止された平成17年度は97.41%、平成24年度は97%を下回る見込みとなり、併せて、未納額も増加する傾向である。

未納給食費の徴収対策としては、新たに、専任のセンター長が配属されたことに伴い、戸別訪問の実施による納入相談を強化するとともに、納入相談に誠意が見られない未納者に対しては民事訴訟手続きの事務作業を進めるとしている。

次に、学校給食センター改築計画については、平成25年度において土地利用構想図を作成する委託料を計上し、入札により委託業者が決定している。

改築場所は、学校給食センター改築事業打合せ会議において、5カ所の候補地から、現在の給食センターに隣接する国有地を選定し、七重小学校に併設して建設することを決定している。

新学校給食センターの概要は、給食提供数を2千500食とし、ドライシステムの導入により、延床面積を1千500㎡〜2千㎡程度と想定している。

また、今後のスケジューリングは、給食センターが工場に位置付けられ、建設場所が市街化区域の第1種住居地域であることから、建設の際には北海道建築審査会

の許可が必要となるが、国の政策的予算の活用など新たな財源等を見極めて、できるだけ早い時期に建設したいとの意向である。

しかし、建設予定場所を現地調査したところ、杉の木が密集していることから、委員からは、木の伐採に反対する声が多くあり、建設場所や木を伐採しない配置計画について見直しを検討するよう、理事者側に求めた。

また、今回の委員会では、学校給食費会計の赤字を結論付けること及び教育長の出席を求め、ことを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成25年7月4日に第5回目の委員会を開催し、教育長、学校給食センター長の出席を求め、提出のあった資料に基づき聴取調査を行った。

はじめに、提出資料の説明は、次のとおりである。

学校給食費会計の平成15年度〜平成24年度(見込み)の決算状況は、平成22年度までは黒字会計であったが、平成23年度は731万7千53円の赤字となり、平成24年度も単年度で349万1千714

円の赤字を見込んでいるが、平成23年度分補助金の精算を含めると500万円を超える赤字を見込んでいる。

会計の事務処理は、月別の収支計画書を作成しておらず、収入・支出は金銭出納簿において管理しているが、金銭出納簿は収支の結果のみの記載であることから、今後は、歳出超過を早期に発見するために、計画的な収入・支出の見込みを把握することとしている。

給食費会計の赤字に係る運営委員会での協議は、平成24年3月の運営委員会では赤字見込みの報告はしておらず、平成24年12月の運営委員会で平成23年度決算において赤字になったことをはじめて報告している。

また、平成25年3月の運営委員会では、赤字に対して議会に報告し、町から補助金を受けるとともに私会計から公会計への移行並びに給食費の値上げについては慎重を期することを報告している。

運営委員会では、平成23年度の執行中に赤字が把握できたのではないかと、給食費会計は赤字にならないようにするのが常識、滞納者

減収の傾向である。

に対する改善はされていない、給食費問題を保護者にも知らせるべきではないかなど

赤字の原因の一つとして、北海道教育庁から学校給食における衛生管理の徹底と学校給食施設の一斉点検調査及び指導で、衛生管理基準の共通事項である「給食の食品は、原則として前日調理は行わず、全てその日に学校給食調理場で調理し・・・」の基準が事

故防止には重要であり、現在の七飯町学校給食センターでは、全てその日のうちに調理することは困難であることから、冷凍食材の購入が増えているとの説明があった。

次に、学校給食センター改築については、施設の老朽化と学校給食の衛生管理基準を遵守するためには、早い時期の改築が必須であるとして、庁舎内において副町長、教育長などで構成する学校給食センター改築事業打ち合わせ会議において建設場所を協議している。

打ち合わせ会議では、当初5カ所の候補地を選定し、面積、運搬コスト、周辺への影響など14項目で評価した結果、七重小学校に併設することで決定するとともに、七重小学校への併設に係る配置案も2パターン(3案)で協議し、七重小学校建替時の影響、建設コスト、維持管理コストの影響など5項目で評価した結果、七重小学校に隣接し、給食センターの工場部を平屋建てとすることを決定している。

しかし、前回の委員会でも、杉の木を大量に伐採することにより、現段階での建設場所は未定としている。

教育長から、学校給食費会計の赤字の原因は、食材の調達と滞納整理が上手くいっていないことに尽きるとともに学校給食センターの改築場所については、運搬経費等も含めて七重小学校に併設することが望ましいとしていたが、文化の森構想の一翼を担う杉林を伐採するべきではないとの判断から、七重小学校への併設を断念すること

を進めるとの説明があった。今回提出された資料が膨大なため、資料の説明に対する質疑は次回の委員会で行うことを確認して、委員会を閉会した。

6. 平成25年7月11日に第6回目の委員会を開催し、教育長、学校給食センター長の出席を求め、前回の委員会での説明のあった資料についての聴取調査を行った。

はじめに、学校給食費会計の赤字について、委員から主に次の質問があった。

- ①赤字の原因をどのようにとらえているのか。
②町からの借入金1千100万円の返済を見込んでいなかったのか。
③事務の引き継ぎはどうなっているのか。
④職員の配置や給食センターの運営に係長などに任せきりになっていることが23年度からの大幅な赤字となっているが教育長等の責任をどう捉えているか。

それに対し、教育委員会の答弁は、次のとおりである。

市で学校給食を原因とする集団食中毒が発生したことに伴い、北海道教育庁等から食材は下処理(前日処理)ではなく当日処理するように指導があり、七飯町の給食センターでの当日処理は難しいため、冷凍副食材の購入が増えている。また、給食費の未納者が増えていることや平成9年度から給食費の値上げをしていないため、渡島管内では下から2番目に安い給食費であることが影響している。

- ②町からの借入金金は、給食費の納入が5月からであり、4月に運転資金として借り入れ、翌年の3月に返済することとなっているが、担当者が借入金の返済を見落としていたため、年度途中でのマイナスに気が付かなかった。
③事務の引き継ぎは、一般的に前任者から後任者に文書で引き継ぐことになるが、センター長は4月に配属されているため、担当者の引き継ぎは確認していない。
④3月定例会の補正予算の審議の中でも答弁しているが、事務方の最高責任者である教育長が責任を取らな

ければならない。職員配置については4月からセンター長を配置しているが、こういう事が繰り返さないためにも、職員の配置については町長部局に要請する。いざれきつちりした方向性が出た段階で処分の取り方を提案したい。

委員からは、町からの借入金の返済を見落としていたことに対して、職員の怠慢ではないかとの指摘があり、教育委員会も初歩的なミスと認めている一方で、センター長が兼務のためチェックができなかったとしている。

次に、給食センターの改築場所について、委員から主に次の質問があった。

- ①七重小学校への併設を断念した理由は何か。工夫をすれば木を伐採しなくてもいいのではないか。
②七重小学校以外の学校に併設する考えはないか。
③学校への併設が無理であれば、全面的に民間に委託する考えはないか。また、広域で学校給食を運営する考えはないか。

これに対し、教育委員会の答弁は、次のとおりである。

- ①新しい給食センターは、建設費や作業効率、後年時の維持経費を考慮すると平屋建てが望ましいと考えており、かつ、輸送費等も考慮すると七重小学校に併設するのがベターであるが、七重小学校に併設する場合は、杉の木を大量に伐採しなければならぬことや中庭に建設して併設する場合は、道路との高低差が約3mあり、2階建てにしなければならぬこと、後年次に七重小学校の校舎改築時に仮校舎が必要などにより、七重小学校への併設は難しいと判断した。
②輸送費の縮減などから七飯中学校、大中山中学校、大中山小学校の大規模校への併設も検討したが、建設する敷地がない。
③以前は、PFIも検討したが規模が大きい施設でないと採算が採れないということで断念したが、PPPも一つの選択肢として資料を集めて検討しており、町の方針として決定したい。
※1 PFI・公共サービスに民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果

的に公共サービスを提供する手法をいう。

※2 P P P・P F Iの概念をさらに拡大し、公共サービスを市場のメカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、P F I、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ることをいう。

従って、P F IはP P Pの実施手段の一つということになる。

今回の委員会では、職員の仕事引継等の資料を求めると及び学校給食会計の赤字の原因を委員会としてまとめることを確認して、委員会を閉会した。

7.平成25年7月30日に第7回目の委員会を開催し、教育長、学校給食センター長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料についての聴取調査及び今までの調査の中で委員会として、学校給食費の赤字の主たる原因についてのまとめを行った。

提出のあった資料の説明は、次のとおりである。

はじめに、職員の人事異動に伴う事務引き継ぎにつ

いては、センター長及び事務係長とも文書にて引き継ぎがされており、さらに口頭でも行われているとのことである。

次に、学校給食費会計の一時借入金については、平成24年12月の学校給食センター運営委員会の議案の中で、借入の最高額を4千万円とする平成24年度学校給食費会計補正予算が議決されており、これに基づいて、金融機関と取引約定書を取り交わし、平成25年1月から3月まで3回、総額1千350万円を借り入れしている。

次に、給食費の赤字の原因の一つとされる副食材の購入については、平成22年度と平成23年度の比較において、冷凍食材のうちポテト製品等の購入量の増加並びに購入単価のアップにより、購入費が大幅に増加しているとのことである。

次に、町からの借入金については、契約書では借入期間を借入れた日から翌年の3月31日までとしているが、平成23年度においては3月下旬になっても返済済る金額以下であったため、平成24年5月25日に返済している。

説明に対し、委員から主に次の質問があった。

①一時借入金に係る金融機関との取引約定書について、契約者が学校給食センター長名であるが問題はないか。

②職員の人事異動が赤字の原因と捉えているのか。

③センター長の事務引継の中で給食費の未納解消として、裁判所の支払督促を実施とあるが進んでいるのか。これに対し、教育委員会の答弁は、次のとおりである。

①金融機関の口座名義人が学校給食センター長となっているため、学校給食センター長名で取引約定書を交わしているが、問題はないか改めて調査をしたい。

②いくつかの要因が重なり赤字となって断定できないが、職員の人事異動も要因の一つと考える。

③きちんとした資料が残っていないため進んでいない。以上の質疑の後、委員会として学校給食費会計赤字の主たる原因を次のとおりまとめた。

①平成9年度より給食費を値上げしていない。
②平成5年度から口座振替制度を導入したことによ

り、給食費の未納が増えていたが、給食費の未納者に対する滞納整理の努力が著しく不足している。

③他市で発生した学校給食での食中毒により、七飯町学校給食センターで生鮮の下処理ができなくなり、冷凍食品の購入が増加している。

④短期間による職員の異動のため、事務引き継ぎがきちんとは行われておらず、町からの借入金（運転資金の1千100万円）など、給食費会計全体の収支バランスを見極められていない。

⑤毎月の収支計画書を作成していないため、年度途中での収支の状況を把握できていない。

⑥毎月の献立（メニュー）作りから発注まで、栄養士に任せきりでセンター長、事務係長からの指導が徹底されていないため、収支のバランスが考慮されていなかった。

⑦平成17年12月より学校給食センター長が学校教育課長と兼務し、かつ短期間に人事異動がありセンター長からの指導が行き届いていない。

以上を赤字の主たる原因

としているが、最大の原因として毎月の収支計画書及び収支報告書を策定していないため、支出が収入を超過しているにもかかわらず、副食材等の購入を続けたこと及び過去の実績を把握していれば、月々の支出がどの程度超過しているかは、当然把握できたはずであると委員会では捉えている。

今回の委員会では町長の出席を求め、学校給食費会計の赤字に対する考え方を質すとともに平成25年第3回定例会に提出する中間報告書のまとめを行うことを確認して、委員会を閉会した。

8.平成25年8月23日に第8回目の委員会を開催し、町長の出席を求め、学校給食費会計の赤字に関する聴取調査を行うとともにこれまでの調査活動について、平成25年第3回定例会に提出する中間報告書のまとめを行った。

はじめに、町長に対し、平成23年度及び平成24年度の学校給食費会計の赤字問題に対してどう捉えているか、また、教育長がきちんとした方向性が出た段階で自

らの処分について言及しているが、町長はどう捉えているかについて考えを質した。

町長は、はじめに平成23年度及び平成24年度において学校給食費会計が赤字となったことにより、議会に特別委員会を設置させ、議員に迷惑をかけたことを謝罪した。

次に、教育委員会から当委員会の調査活動内容について逐次報告を受けていることを前提に、私会計である学校給食費会計の赤字問題については、委員会でする原因をまとめた7項目に尽きるとし、職員の人事は適材適所の考えで配置しているが、結果的に体調不良も見受けられるので、今後はしっかりとらした人事異動を行うとしている。

また、教育長が自らの処分について言及していることに関しては、教育長の任命責任は町長にあるとして、委員会の中間報告書を見て、熟慮したいとの考えを示した。

以上の質疑の後、これまでの活動について平成25年第3回定例会に提出する中間報告書のまとめを行い、

減額削減

委員会を閉会した。
9. まとめ
当委員会は、私会計である七飯町学校給食費会計が平成23年度に赤字となり、七飯町一般会計から補助することに併せて平成24年度も赤字が見込まれたことから、その原因を究明するとともに、今後の学校給食費会計のあり方について調査をするため設置されている。

額の多さは異常といわざるを得ない。

特に、給食費の未納者に対する対応が全く不十分であることもあるが、収支計画書がなく、収支のバランスを考慮しない運営をしただけでなく、年度途中に開催された学校給食センター運営委員会が町からの借入金金の返済を見込んでいない収支状況を報告したことなどが赤字額を増大させたものであり、これは、基本的に学校給食費会計の仕組みを把握していないで学校給食に携わった関係職員全員の責任といわざるを得ない。

今後は、平成23年度及び平成24年度の給食費会計の赤字を肝に銘じて、適切な学校給食の運営とともに重要な役割を担っている七飯町学校給食センター運営委員会との連携を強く望むものである。

以上が、今まで当委員会が調査した事項であり、学校給食費会計の赤字問題に関する調査は終了とし、今後は学校給食費会計のあり方、学校給食センターの改築を主に調査活動が続けることとして、中間報告とす

る。

平成22年度まで赤字だったことから平成23年度の赤字

の多さは異常といわざるを得ない。

七飯町議会防災・災害対策に関する調査特別委員会報告書

(中間報告書)

委員長 長谷川 生 人

平成25年3月22日第1回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成25年3月22日に第1回目の委員会を開催し、委員長に長谷川生人委員、副委員長に坂本繁委員をそれぞれ互選した。

2. 平成25年4月15日に第2回目の委員会を開催し、今後の調査方法及び要求資料の確認について協議した。

今後は、平成25年5月17日には、平成25年第1回七飯町議会定例会で報告した七飯町議会災害対策に関する調査特別委員会報告書を踏襲し、課題となっている事項や継続して活動する事項を主に、新たに策定される七飯町地域防災計画や同計画に基づく防災ハザードマップについても調査することを決定した。

要求資料は、過去10年間における七飯町の災害に伴う被害状況及び七飯町の災

害復旧事業、支援事業の状況、軍川・藤城川の通常砂防事業の進捗状況、湯出川の河川氾濫対策、農地の表土流出防止対策、七飯町地域防災計画に基づく防災ハザードマップ案などについて提出を求め、委員会の閉会した。

3. 平成25年5月17日に第3回目の委員会を開催し、総務課長、農林水産課長、土木課長、土木課参事の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の説明を受け、聴取を行った。

た。
平成19年5月から9月にかけては、台風9号のほか、低気圧、停滞前線による集中豪雨のため、3億6千380万9千円の被害が生じており、住宅、農作物、農業用施設のほか、土砂流出による道路被害、氾濫による河川被害が発生している。

平成22年12月、平成24年2月には、大雪による営農施設、農作物等の被害が発生しており、平成22年12月の被害額は1億9千993万5千円となっている。

近年の災害の特徴としては、異常気象によるゲリラ豪雨といわれる集中豪雨、局地的な大雪により、被害が頻繁に発生している状況である。

平成24年は、大雨等により農地から表土が道路や住宅地等に流出する災害が26カ所で発生しており、町道に流出した表土により交通事故も発生している。

次に、農林水産関係では、平成19年、平成22年、平成23年、平成24年に集中豪雨による農道及び林道に被害が生じ、災害復旧工事を実施している。

農業被害による農家への支援は、平成16年の台風15号及び18号により被害のあった果樹農家への資材や病害虫の防止への助成並びに天災農家営農安定資金等への利子補給、平成22年は大雪により倒壊した農業用ハウスの建替えに係る費用の一部を助成している。

前述の農地からの表土流出対策として、町及びJA等で構成する七飯町担い手育成総合支援協議会において、台風や集中豪雨による農地からの表土流出を防止するため、傾斜のある畑での横うね耕作、土のう等の積み重ね、ゴミの除去などの対策を講じるよう各農家に周知している。

また、本年度はモデル事業として、町内4カ所においてシガラ工法による農地からの表土流出対策を行う計画である。

次に、町内の河川は、峠下以南の久根別川水系と大沼地区の折戸川水系に分かれている。

七飯町が管理する普通河川は、久根別川水系で22河川であり、折戸川水系で17河川、合わせて39河川であり、北海道が管理する二級河川は、久根別川水系で久

根別川本川、蒜沢川、湯出川、鳴川、藤城川、水無沢川の6河川、折戸川水系で折戸川本川、軍川の2河川、合わせて8河川であり、いずれもの河川も下流域で二級河川、上流域で普通河川となっている。

過去10年間における道路・河川の大きな災害は7度発生しており、殆んどが町単独費用による土砂撤去、河道・護岸等の現状復旧工事を行っており、河川の氾濫状況は、軍川で3回、藤城川で2回、湯出川で3回発生しており、住宅及び農地等に被害を及ぼしている。

特に、平成19年7月の災害では、湯出川会館が床上浸水し、使用不可となったことから撤去されるとともに久根別川、大川13号線、軍川1号橋においては公共土木施設災害復旧事業の採択を受け、国庫補助事業を実施している。

前述のとおり度重なる河川の氾濫対策を七飯町は北海道に要望しており、土砂災害から人家、耕地、公共施設等を守るため、砂防堰堤の設置、溪流保全工の整備、遊砂地の設置などを行う通

常砂防事業が軍川・藤城川で採択されている。

軍川における通常砂防事業は、遊砂地工、溪流保全工を整備するものであり、また、藤城川においては、本川で遊砂地工や溪流保全工、支川で砂防堰堤、遊砂地工や溪流保全工を整備するものであり、両河川とも関係機関との協議を行い、事業の促進を図るとしている。

湯出川については、国道5号及びJ R函館本線を交差する横断管が狭いことが氾濫の原因となっており、国道5号を管理する函館開発建設部では平成25年度に実施設計の予算の確保に努めているが、J R函館本線を管理するJ R北海道本社は、横断管の改良に係る費用は河川管理者の負担としている。

小規模河川の氾濫における横断管の改良対策については、湯出川を除き、中島川に架かる町道横断管の断面拡大工事を計画していることである。

次に、全戸配布を予定している七飯町地域防災計画に基づく防災ハザードマップ案が示された。以上の説明の後、委員か

らは次の質疑があった。

①防災ハザードマップのわが家の防災メモに、第1避難所・第2避難所等を記載できるようにできないか。
②農地からの表土流出により交通事故が発生しているのを農家は理解しているか。
③湯出川の被害は、根本がはつきりしているのではないか。
④通常砂防事業に係る自然保護団体との調整状況は。

これに対し、町側の答弁は次のとおりである。
①各家庭において、避難場所の優先順位等も記載できるように工夫する。
②交通事故の発生を知っている農家もある。農地は財産であり、表土流出は営農にも支障があるなど、農家が受け入れやすい方法で対策を進める。

③湯出川の抜本的な対策が講じられていなかったのは事実であり、J Rは横断管の拡大は河川管理者が改修を基本としていることから、町は、湯出川の調査設計費を計上している。

④自然保護団体等との調整は、事業主体である北海道が主に行っており、町も連携しながら進めている。

次の委員会では、被害のあった河川等やモデル事業として計画している農地の表土流出箇所の現地調査を行うことを確認して、委員会を閉会した。

4.平成25年6月24日に第4回目の委員会を開催し、農林水産課長、土木課長、土木課参事の出席を求め、災害のあった河川の現地調査、通常砂防事業計画予定地及び農地表土流出防止対策工事予定地の現地調査を行い、その概要は次のとおりである。
①軍川通常砂防事業計画地及び河川氾濫箇所

軍川は、大沼に流入する急流河川であり、上流は護岸が整備されていない自然河川で上流から流されてきたと思われる大きな岩が点在しており、下流はコンクリートブロックの三面張で整備されているが、護岸には雑木が生い茂っており、河川の断面を狭くしていることが窺え、氾濫した両岸には、現在も大型土のうが設置されている。

軍川通常砂防事業の遊砂地は、護岸が整備されていない箇所計画しており、

樹木を残す形で整備する予定である。

②藤城川通常砂防事業計画地及び河川氾濫箇所

藤城川は、久根別川に流入する急流河川であり、上流は護岸が整備されていない自然河川であり、下流はコンクリートの三面張で整備されている。

藤城川の氾濫箇所は、国道5号より下流部で、特に、国道5号を横断して直ぐに直角に曲がる箇所が2カ所あり、かつ、農業用水を引くために木製の板で堰き止めていることから、急激な大雨時の対応が難しいと思われる。

藤城川通常砂防事業は、当面、函館新道の上部部の遊砂地を整備する計画としている。

③湯出川河川氾濫箇所

湯出川は、国道5号とJ R函館本線の横断管が狭いことから、国道5号と交差する箇所河川の氾濫が発生し、民家で床下浸水などの被害が生じている。

また、民家の被害は、国道5号から雨水が流れ込んだり、国道5号からの雨水流入を防止する対応策を講じている

が、根本的には国道5号とJ R函館本線の横断管の改良が必要である。

④中島川横断管拡幅工事箇所

中島川は、大中山小学校グラウンド北側の町道の横断管が上流部の横断管より狭く、かつ、護岸が低いことから、大雨時に氾濫し、住宅地で被害が発生していたため、横断管の拡幅と護岸を石積みによる改良を行っており、今後は、大雨時の氾濫や被害の発生が防げるものと考えられる。

⑤農地表土流出防止対策工事予定箇所

農地の表土流出防止対策工事は、本年度モデル的に4カ所整備する予定であり、うち、大中山地区と大川地区の2カ所を現地調査した。

いずれも、傾斜地に農地を耕作していることから、大雨時には表土が流出し、農業経営に影響を与え、ともに、大中山地区では表土が道路に流出し、交通事故などの二次災害も発生している。

工事は、シガラ工法により整備することとしており、出来るだけ早い時期に

発注し、完成後の効果を見極めて、来年度以降に活かしたいと町は考えている。

次の委員会では、現地調査の総括を行うとともに、提出資料の説明と聴取調査を行うことを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成25年7月17日に第5回目の委員会を開催し、農林水産課長、土木課長、土木課参事の出席を求め、提出資料に基づく聴取調査を行うとともに、前回の委員会にて実施した現地調査の総括を行った。

はじめに、土木課から提出のあった軍川・藤城川通常砂防事業の進捗状況及び自然保護団体等との協議状況について説明があり、その概要は次のとおりである。軍川は、流路延長12.2kmのうち下流域の約4.8kmは北海道が管理する二級河川、その上流域は七飯町が管理する普通河川であり、集中豪雨などによりたびたび河川の氾濫が発生し、農地等に被害をもたらしている。

このため、通常砂防事業により遊砂地工や溪流保全工を北海道が施工し、災害

の未然防止を図ろうとするものである。

自然保護団体等からは、①自然を残すこと、②工事前に残す木を確認、③被害箇所を遊砂空間に、④治山ダム改良の働きかけ、⑤水面復元検討と関係機関協議等の意見が出され、関係機関による意見交換会などを重ね、できる限り樹木を保全するなど自然環境に配慮した工法を進めることとしている。

藤城川は、流路延長4.6kmのうち下流域の約0.5kmは北海道が管理する二級河川、その上流域は七飯町が管理する普通河川であり、集中豪雨などによりたびたび藤城川本川及び支川で氾濫が発生し、農地等に被害をもたらしている。

このため、通常砂防事業により、本川は遊砂地工や溪流保全工、支川は砂防堰堤工や遊砂地工、溪流保全工を北海道が施工し、災害の未然防止を図ろうとするものである。

自然保護団体等からは、①修正提案内容の再確認、②砂防計画規模の修正、③砂防計画規模修正案の提示と関係団体等との協議、

④新たな砂防施設や砂防施設の規模拡大は認めない、

⑤環境調査の実施と協議等の意見が出され、今後も協議を重ね、氾濫箇所など優先度の高い箇所から事業を進めたいとしている。

湯出川については、1月に要望したJR函館本線の横断管の改良に関して、JR北海道から河川法等を引用した中で、横断管の改良に伴う費用負担は、河川管理者である七飯町の負担であるとの回答を受けたことの報告があった。

また、JR横断管を改良する場合に暫定的な改良と抜本的な改良の概算事業費について説明があったが、次回の委員会で改良等の違いについて、資料を求めることとした。

委員からは、河川法等の条文の解釈についての質疑があり、次回の委員会で条文を精査して回答することとした。

次に、農地表土流出防止対策に係るモデル工事については、現地調査を行った箇所のうち土地所有者の同意が得られなかったことから、別な場所を選定して早めに工事を発注し、秋の台

風などの大雨シーズンまでに完了させ、工事による効果を検証するとともに、来年度以降に反映させたいとしている。

今回の委員会では、河川法等の解釈、湯出川のJR横断管の改良方法について資料を求めるとともに、湯出川の現地調査を行うこととした。

また、今後の活動として、砂防事業の促進などについて北海道等に要望活動を行うことを確認して、委員会を閉会した。

6. 平成25年8月7日に第

6回目の委員会を開催し、土木課長、土木課参事の出席を求め、提出資料に基づく聴取調査を行うとともに、湯出川の現地調査を行った。

はじめに、通常砂防事業について、自然保護団体等と合意され、事業に進展が見られたとの報告があり、その概要は次のとおりである。

・軍川・軍川橋から遊砂地まで3.5kmについて、平成25年度の前算は1億2千万円で実施設計及び一部遊砂地の工事着手が行われる見込みである。

・藤城川・全体計画の見直し案が合意され、平成25年度の前算は1千万円で実施設計が行われる見込みである。

次に、JR函館本線の横断管の改良に伴い、JR北海道が引用している河川法等は、河川法第16条の2、河川法第59条、河川法施行令第2条の3であり、これに基づいて普通河川の管理に要する費用は、指定都市による負担であると思われるとの回答であるが、河川法等の解釈については、次の

・河川法第16条の2は、河

〈表〉湯出川の暫定的な改良と抜本的な改良の比較

区分	暫定的な改良	抜本的な改良
施工内容	既設の横断管(口径1.8m)を活用し、その隣に同口径の横断管を新設し、河川改修は未実施。	既設の横断管を改築し、管渠(口径3.0m)を設置し、遊水地や掘削、護岸等の河道を整備。
概算事業費	約100百万円、うち一般単独債75百万円、一般財源25百万円で全額町負担、JRの負担はない。	約450百万円、うち国庫補助150百万円、公共事業等債270百万円(うち50%交付税措置)、一般財源30百万円 ※町負担の総額165百万円、JRは1百万円程度の負担がある。
事業期間	約2年	約5年
河川級別	普通河川	普通河川から準用河川に昇格
治水面	①安全度は、1/0.3から1/0.6に上昇する。 ②暫定計画は10mm/hで近年被災雨量(H24.11に18mm/h)をカバーできず再度災害のおそれがある。 ③確実に分岐するために分流施設が必要であるが、射流区間において河道を分岐した実績がない。	①安全度は、1/0.3から約1/4に上昇する。 ②抜本計画は23mm/hで近年被災雨量(H24.11に18mm/h)をカバーでき、再度災害の防止が可能である。
維持管理面	①新設後の横断管は町が管理 ②新たな河道の維持管理が必要 ③配分流量を確保するための河道の維持管理が困難で、河床変動の常時監視とそれに対応する維持管理費が増加する。	①改築後も管渠は共同管理となり、協定等により維持管理を分担する。

※準用河川とは、河川法に基づき二級河川の規定を準用し、市町村長が指定し管理する河川をいう。

川管理者（河川法第7条で規定）は河川整備計画を定め、当該河川の総合的な管理が確保され、災害発生防止、災害を軽減するための措置を講じなければならぬとされているが、河川管理者は国土交通大臣（一級河川）、都道府県知事（二級河川）、指定都市の長であり、七飯町は該当しない。

河川法第59条は、河川管理に要する費用負担を一級河川は国、二級河川は都道府県と定めているが、市町村に関する記載がないことから七飯町は該当しない。

河川法施行令第2条の3は、2以上の都府県を指定都市、関係都道府県知事を関係する指定都市の長と読み替える規定であり、七飯町は該当しない。

以上、七飯町に該当しないとの解釈であるが、湯出川については河川法に準じて協議することでJR北海道と確認している。

また、湯出川の改良については、暫定的な改良と抜本的な改良の比較は、次表のとおりであり、工事費、補助メニュー、起債等を考慮し、検討しているとのことである。

以上を踏まえて、湯出川を改良する場合は、抜本的な改良をすることが望ましいとしており、委員会においても、町負担の総額は約6千5百万円多いものの、改良後の維持管理や再度の災害を防止するという観点から、抜本的な改良をすべきとの意見でまとまった。

今回の委員会は、平成25年第3回定例会に提出する中間報告書のまとめを行うことを確認して、委員会を閉会した。

7. 平成25年8月28日に第7回目の委員会を開催し、8月に3回の集中豪雨により被害の大きい箇所を現地調査するとともに、これまでの調査活動について、平成25年第3回定例会に提出する中間報告書のまとめを行った。

はじめに、8月の集中豪雨により、道路が決壊し通行止めとなっている町道東大沼7号線と表土とともに播種した牧草の種子が流された城岱牧場を現地調査した。

町道東大沼7号線は、町道を横断している北海道電力の排水路の管が小さいた

め、集中豪雨により雨水を飲みきれずに堆積するとともに道路の基礎部分が決壊したため、通行止めとしており。

現地では、道路面から約7m掘り下げた箇所断面の小さい横断管(300mm)から大きい横断管(1千mm)に入れ替える復旧工事が行われており、出来るだけ早い時期に通行止めを解除したいとのことである。

城岱牧場は、道営で進めている草地整備事業のうち、本年度施行分の草地において、表土及び播種した牧草の種子が流出するとともに牧場の管理用道路の土砂が流出する被害が生じている。

草地の被害面積は約27haであり、本年度施行分であることから復旧工事は北海道が行うことで協議済みである。

また、管理用道路の被害は約1千700mであり、草地の復旧工事に併せて整備する部分を除いて、町が復旧工事を行うこととしている。

以上、現地調査のまとめを行った後、これまでの活動について平成25年第3回定例会に提出する中間報告

書のまとめを行い、委員会を閉会した。

8. まとめ

当委員会は、七飯町でもゲリラ豪雨等によりたびたび災害が発生していることから、速やかな被害状況の把握、計画されている通常砂防事業の円滑な推進やその他の懸案事項について調査するとともに、災害に強いまちづくりに向けて少しでも前進することを目的に設置されている。

七飯町においては、過去の災害で人的被害はないものの、平成19年、平成23年、平成24年の集中豪雨により、河川の氾濫による住宅の浸水、道路・農地等の冠水などの被害がたびたび発生している。

当委員会では、通常砂防事業を進めている軍川、藤城川や河川の氾濫により被害のあった湯出川横断管の改良、農地の表土流出などについて聴取調査や現地調査を行ってきた。

通常砂防事業の軍川・藤城川については、自然保護団体等との合意により、事業の推進に進展が見られたことは朗報であり、今後の

事業の着手・完了に大いに期待するものである。

大雨時に河川の氾濫による住宅の浸水などの被害が頻発している湯出川については、根本的に国道5号及びJR函館本線の横断管を改良しなければ解決しない問題であり、改良後の維持管理や災害再発の可能性を考慮すると、全体事業費や七飯町負担額が多いものの、町が示した抜本的な改良方法により、関係機関との協議を進め、早期に解決することを望むとともに、2カ所の横断管の改良によって、下流域で災害が発生しないように全体的な災害対策を併せて望むものである。

また、大雨時に農地等からの表土が道路に流出し、交通事故などの二次災害が発生していることから、農地等からの表土流出防止対策も重要な課題であることから、本年度モデル事業として実施する工事の成果に期待するとともに、成果の検証を踏まえて来年度以降の対策に反映させることを望むものである。

七飯町の河川は、大沼地区はほとんどが大沼に流入

し、峠下以南は全て久根別川に流入しており、特に、峠下以南の久根別川広域基幹改修事業の早期完了が望まれる。

また、七飯町は駒ヶ岳を抱えており、噴火による災害が危惧されていることから、駒ヶ岳周辺自治体等との連携により、災害を最小限に留めることが望まれる。

本年度は、七飯町地域防災計画が見直され、全世帯に防災ハザードマップが配布されることとなっていることから、各地区においては自主防災組織の設置を進めるとともに各家庭においても、日常から災害への備えを蓄え、防災への意識の高揚を図ることが望まれる。

最近では、ゲリラ豪雨や爆弾低気圧など台風以外にも突発的かつ局地的な暴風雨などによって災害が発生しており、当委員会が設置された後の8月には、七飯町でも8日～9日、18日、20日の3回にわたり、1時間に20mmを超える集中豪雨により道路の決壊、河川の増水、床下浸水、農地の冠水などの被害が発生している。

また、今年の7月・8月には局地的な集中豪雨によ

減らしたい川

平成24年度
決算審査特別委員会報告書
(要旨掲載)

委員長 上野 武彦

り胆振地方のJR室蘭本線や八雲町での倒木による脱線事故及び森町での線路冠水により函館本線での列車運休が相次いでいる。

さらに、7月には山口県や島根県で1時間に100mmを超える記録的な集中豪雨により、人的被害など大きな災害が発生するなど、全国各地で観測史上1位の記録を越す集中豪雨が頻繁に発生し、災害をもたらしている状況である。

このような状況下のもと、最近の情報化時代においては、気象情報は確かなものであることから、七飯町においては災害復旧とともに、「減災」に力点を置いた災害・防災対策を望むものである。

以上が、今まで当委員会が調査した事項であり、七飯町でも自然災害による被害がたびたび発生していることを踏まえると、今後は、懸案となっている軍川・藤城川の通常砂防事業の推進、湯出川の国道5号・JR函館本線の横断管の改良に向けての要望活動や災害が発生した時の調査活動を続けることとして、中間報告とする。

審査の結果

審査にあたっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長及び担当課長等の出席を求めて審査を行った。

審査の結果

一般会計

本会計の実質収支額は、1億215万5千円と黒字であるが実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4千353万3千円の赤字となり、これに財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支額も3千653万3千円の赤字となっている。

歳入は、町財政の根幹をなす町税の収入済額は26億1千992万3千円と前年度

より1億2千284万4千円

(4.5%)減少しており、減少の主な要因は、固定資産税の3年に一度の評価替えによるものである。

また、収入未済額は、町税で1億5千305万4千円と前年度より3千31万2千円(16.5%)の減少、歳入全体でも2億1千229万円と前年度より2千740万円(11.4%)減少しているものの、

まだまだ多額であることから、財政の安定性を図るため、町税をはじめとする負担の公平性を期するうえからも悪質滞納者には厳しく対処し、一層の収納対策に努力すべきである。

道支出金は、前年度と比較して1億6千499万1千円(23.2%)増加しているが、これは介護基盤緊急促進特別対策事業交付金及び施設開設準備経費助成特別対策事業交付金であり、介護施設を開設する事業者に対して補助金として交付されて

いる。

その他の歳入は、地方交付税をはじめ、国庫支出金、町債などが減少したことにより依存財源が減少し、自主財源比率が39.1%で前年度より0.7ポイント増加している。

次に、歳出は、予算現額102億7千186万5千円に対し、支出済額は99億1千470万6千円であり、繰越明許費繰越額1億7千265万7千円があるため、不用額は1億8千450万2千円となっている。

繰越明許費繰越額を除いた執行率は98.22%であるが、一部には執行率が著しく低い事業や当初予算に計上されているにも関わらず執行されていない事業、補正予算及び予備費からの充用額以上に不用額が生じている事業もあり、予備費からの充用を含む予算措置及び整理予算の段階で十分に精査することを望むものである。

支出済額は、民生費の介護基盤緊急促進特別対策事業補助金等により前年度と比較して3億1千743万9千円(11.1%)増加しているが、総務費で総合行政情報システム更新の完了、土木

費で鳴川高台団地建替工事の完了、教育費で藤城小学校改築事業費の減少などにより前年度と比較して2億45万5千円(2.0%)の減少となっている。

以上、本会計については、単年度収支額は赤字であるが、実質収支額が黒字であり、概ね予算に沿って事務事業が執行されたと認められることから、賛成多数で認定すべきものと決定した。

なお、積極的な特定財源の確保、収納対策の強化による未収額の圧縮を図り、施策の実施にあたっては、優先度をはじめ必要性、妥当性等の精査や財源の計画的な配分を図るとともに、事務事業の見直しによる効率化などをより一層望むものである。

なお、反対者から少数意見の留保があった。

国民健康保険特別会計

本会計の実質収支額は、5千708万2千円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も1億980万3千円の黒字となっている。

歳入は、前年度と比較して3億6千330万1千円

(10.7%)の増加となっており、国民健康保険税は減少しているが、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、道支出金、共同事業交付金などが増加している。

歳入のうち、国民健康保険税は、前年度と比較して一世帯あたりの税額が4千178円、被保険者一人あたりの税額が1千500円減少したことから、現年課税分の調定額は1千534万2千円(2.1%)減少している。

また、滞納繰越分の調定額も前年度と比較して4千179万2千円(15.0%)減少していることから、国民健康保険税全体の調定額は前年度と比較して5千713万4千円(5.6%)減少している。

収入額も前年度と比較して2千52万2千円(2.7%)減少しているが、滞納者への納税相談や差押えなどの収納強化により、収納率は78.6%で前年度と比較して2.3ポイント上昇している。

して3千803万3千円(15.9%)の減少であるが、まだまだ多額な状況である。

歳出は、前年度と比較して2億5千349万8千円(7.4%)増加しており、諸支出金は減少しているが、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金が増加しているほか、平成23年度決算の赤字に対する前年度繰上充用金5千272万1千円が皆増している。

歳出のうち、保険給付費は25億5千895万3千円となっており、前年度と比較して1億5千927万9千円(6.6%)の増加となっている。療養諸費1人当たり費用額は36万7千円となっており、前年度と比較して2万円(5.8%)の増加となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であり、適正に歳入が確保され、歳出についても適正に執行されていると判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、平成24年度は黒字であったが、平成23年度が赤字だったことを考慮すると、一時的な流行病などにより保険給付費が増嵩した

場合の財政運営は非常に厳しさを増すことが予想される。

国民健康保険は、加入者が納付する国民健康保険税を財源として運営されるのが基本であることを踏まえ、本会計の健全な運営及び加入者負担の公平性を期するうえから厳しい収納対策が必要である。

後期高齢者医療特別会計

本会計の実質収支額は728万3千円の黒字であるが、その額は出納閉鎖期間の4月1日から5月31日までに納付された保険料で、平成25年度において北海道後期高齢者医療広域連合に納付されることとなっている。

保険料については、収入未済額が379万3千円となっており、前年度と比較して減少しているが、不納欠損額は94万9千円と前年度と比較して90万6千円増加していることから収納対策の強化を望むものである。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

介護保険特別会計

本会計の実質収支額は5千139万2千円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も4千299万円の黒字となっているが、介護保険料の不納欠損額が292万6千円、収入未済額が1千68万7千円と前年度と比較していずれも増加となっていることから収納対策の強化を望むものである。

歳入は、繰入金及び繰越金などは減少しているものの、保険料、国庫支出金及び道支出金などが増加したことにより、前年度と比較して7千150万6千円(3.7%)の増加となっている。

歳出は、総務費及び諸支出金などが減少しているものの、保険給付費及び地域支援事業費が増加したことにより、前年度と比較して2千851万6千円(1.5%)の増加となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の1千217万5千円となっている。

歳入は、介護予防サービス計画費収入であり、歳出は、全額が保険事業勘定に

繰出しされている。以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

下水道事業特別会計

本会計の実質収支額は375万5千円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も217万8千円の黒字となっている。

平成24年度末の公共下水道、特環下水道を合わせた排水区域面積は699haで前年度より2ha増加し、下水管布設延長も143haで前年度より18ha増加している。

また、年間有収水量は282万617m³で前年度より3万767m³増加しており、料金収入も3億4千980万円の前年度より442万2千円(1.3%)増加している。

受益者分担金及び下水道使用料の収入未済額は1千721万1千円で、前年度と比較して145万3千円(7.8%)減少しているが、下水道事業は主に受益者分担金、

下水道使用料並びに一般会計からの繰入金を財源とし

て運営されていることから、より一層収納対策に努めるべきである。

歳入は、分担金及び負担金、町債などが減少しているものの、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金などが増加したことにより、前年度と比較して5千430万円(5.8%)の増加となっている。

歳出は、公共下水道事業費、公債費が増加したことにより、前年度と比較して5千212万2千円(5.3%)の増加となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

土地造成事業特別会計

本会計の実質収支額は501万8千円の黒字であるが、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は8万9千円の赤字となっている。

歳入は、平成24年度も土地売却収入がなく、繰越金が前年度と比較して4万6千円(0.9%)の増加であり、歳出も、前年度と比較し

て13万5千円(125.0%)の増加となっている。

以上、本会計は、未売却地の早期処分が望まれるが、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

水道事業会計

営業収益3億9千374万7千円と営業外収益1千675万3千円の合計額4億1千50万円の合計額4億1千50万911万円と営業外費用6千120万2千円を合計した3億8千81万2千円を差し引いた経常利益は2千968万8千円である。

経常利益から、水道料金の不納欠損処分と過年度還付である特別損失547万3千円を差し引いた当年度純利益は2千421万5千円である。

平成25年3月31日現在の水道料金の未収金は、平成24年度分で4千590万3千円、平成23年度以前の滞納繰越分で2千471万7千円、合わせて7千62万円であり、前年度に比べて542万3千円減少している。また、平成24年度分の未収金4千590

平成24年度決算の状況

(単位:円)

会計名	決算額	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	繰越明許費 繰越額	実質収支額
一 一般会計		10,019,076,215	9,914,705,699	104,370,516	2,216,000	102,154,516
特別会計						
国民健康保険		3,743,732,132	3,686,649,921	57,082,211		57,082,211
後期高齢者医療		369,489,053	362,206,153	7,282,900		7,282,900
介護保険		2,026,676,973	1,975,285,398	51,391,575		51,391,575
下水道事業		1,043,264,387	1,039,509,117	3,755,270		3,755,270
土地造成事業		5,260,864	242,720	5,018,144		5,018,144
水道事業						
収益的収支		429,759,449	400,029,824	29,729,625		29,729,625
資本的収支		64,679,000	214,797,525	△150,118,525		

万3千円には、平成25年4月に徴収する3月分の水道料金3千33万4千円(前年同期41万7千円減)が含まれている。
本会計は、企業努力により利益を生じているものの、公共サービスの提供を受けている住民の公平性を堅持するためにも未収金の圧縮に努めるべきである。

そのためには、未納額が膨らまないうちに早めの徴収を行うことと悪質な滞納者に対しては、給水停止処分など厳しく対処することが重要である。

平成24年度の建設改良費は、鳴川地区配水管新設工事、藤城第1配水池送水ポンプ新設工事、大川地区など5地区の老朽管布設替工事、鳴川第1水源ポンプ制御設備機能増設工事などの工事費のほか、取替用水量水器購入費等で1億1千529万

6千円が支出されている。また、企業債償還金は9千950万1千円で前年度に比べ1千518万2千円(18.0%)の増加となっている。以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、また、水道事業の施設整備及び適切な維持管理を行い、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、当年度純利益は2千421万5千円生じているが、一般会計からの補助金1千664万7千円を除くと75万8千円の当年度純利益である。
前述のとおり、企業債償還金が前年度と比較して18.0%増加するなど、今後も藤城簡易水道拡張事業に伴う企業債元金及び利子の償還が続くことから、中長期的な経営計画のもと、慎重な水道事業会計の運営を望むものである。

第2回臨時会 7月25日

補正予算

◆平成25年度七飯町一般会計補正予算(第4号)

大中山駅公衆トイレ改築負担金等、歳入歳出それぞれ1億1千903万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億4千73万3千円とした。

その他

◆専決処分の承認を求めることについて

(損害賠償の額を定めることについて)

トラックが町道緑町3号線で対向車を避けるため、

増やそう資源!

監査報告

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。
平成25年5月分を
6月21日、25日、26日
平成25年6月分を
7月29日、30日、31日
平成25年7月分を
8月27日、28日、29日、30日

◆検査結果
特に指摘すべき事項なし。
◆監査委員
永田英利
林秀樹

平成25年 定例会・臨時会出席状況一覧表

開会日	小松義光	神崎和枝	牧野喜代志	坂田邦彦	木下敏	佐野史人	林秀樹	青山金助	坂本繁	上野武彦	中島勝也	平松俊一	長谷川生人	中川友規	日下部雅一	畑中静一	横田有一
第2回臨時会	7月25日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3回定例会	9月10日	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月11日	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月30日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引